



# 長野県報

7月8日(木)  
平成16年  
(2004年)  
第1573号

## 目次

### 条例

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例（情報政策課）	3
長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	3
長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例（情報公開課）	6
児童福祉施設条例の一部を改正する条例（障害福祉課）	13
貸付金免除条例の一部を改正する条例（医務課）	14
拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例（警備第一課）	14

### 告示

平成15年度補正予算要領（財政改革チーム）	15
平成16年度補正予算要領（財政改革チーム）	17
長野県看護職員修学資金貸与規定（昭和37年長野県告示第355号）の一部改正（医務課）	17
結核予防法に基づき規定する医療を担当する機関の指定（保健予防課）	18
結核予防法に基づく指定医療機関の辞退（保健予防課）	19
公共測量の実施（2件）（監理課）	19
公共測量の終了（監理課）	20
市町村道の改築工事の実施（道路維持課）	20
市町村道の改築工事の完了（道路維持課）	20
長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）	20
長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）	20

### 公告

公的個人認証サービス長野県認証局が発行する自己署名証明書及び公的個人認証サービスブリッジ認証局が発行する自己署名証明書のフィンガープリントの公告（情報政策課）	21
一般競争入札（2件）（管財課）	21
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	22
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書の縦覧（3件）（産業振興課）	23

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例（条例第31号）

- 1 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に伴い、知事が指定認証機関に行わせることとする認証事務に係る電子証明書の発行手数料及び署名検証者に対する情報提供手数料に関し必要な事項を定めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

### ◇長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税について次のように改正しました。
  - (1) 均等割の納税義務者と生計を一にする妻に対する非課税措置を廃止しました。
  - (2) 土地等の譲渡益に係る特例税率の引下げ等を行いました。
  - (3) 居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の拡充等を行いました。
  - (4) 居住用財産の住替えの場合の譲渡損失の繰越控除制度を創設しました。
- 2 道路交通法の一部改正により障害者に係る免許取得の欠格事由が廃止されたことに合わせ、自動車税及び自動車取得税の減免の対象に知的障害者又は精神障害者で歩行が困難な者が運転する自動車を含めることとしました。
- 3 普通交付税に関する省令の一部改正に合わせ、中部圏開発整備法の都市開発区域内において、一定の工業生産設備を取得した場合における不動産取得税の不均一課税の税率を1.5%（改正前2.0%）に引き下げました。
- 4 この条例は、公布の日から施行します。

### ◇長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 近年行政機関の保有する個人情報が飛躍的に増加し、その管理を適切に行う必要が高まってきたため、次のように改正するほか、所要の改正をしました。
  - (1) 実施機関に、議会、公安委員会及び警察本部長を加えました。
  - (2) 個人の氏名等を検索できる状態で個人情報が記録された公文書を使用する事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般的の閲覧に供することとしました。
  - (3) 本人以外の者から個人情報を収集したとき及び個人情報の収集目的以外の目的のために個人情報の利用又は提供をするときは、原則として本人にその旨を通知することとしました。
  - (4) オンライン結合により個人情報を提供している場合で、個人情報について必要な保護措置が講じられていないときは、個人情報の提供の停止等の措置を講ずることとしました。
  - (5) 何人も自己の情報が適法に収集されたものでないと考えられる場合は、その利用中止を請求することができることとしました。
  - (6) 個人情報の保護に関する事項についての調査審議、建議等を行うため、長野県個人情報保護運営審議会を設置しました。
  - (7) 職員等が、正当な理由なく、個人情報が記録された公文書の集合物の提供等を行ったときの罰則規定を設けました。
- 2 この条例は、平成17年4月1日（1の(1)のうち公安委員会及び警察本部長を加える部分は平成18年4月1日）から施行します。

### ◇児童福祉施設条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 長野県信濃学園において知的障害者の短期入所を行うため、所要の改正をしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

### ◇貸付金免除条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 国立療養所の独立行政法人への移行等に伴い、看護職員修学資金貸与制度に係る免除対象施設について、所要の改正をしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

### ◇拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 拡声機による暴騒音の音量の測定をより一層公正に行うため、その方法を変更することに伴い、所要の改正をしました。
- 2 この条例は、平成16年9月1日から施行します。

情報政策課

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例をここに公布します。

平成16年7月8日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第31号**

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「法」という。）の規定に基づき、発行手数料及び情報提供手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（発行手数料）

第2条 申請者（法第3条第2項に規定する申請者をいう。）は、同条第7項の規定により電子証明書（同条第6項に規定する電子証明書をいう。以下この条において同じ。）の提供を受ける際、法第34条第4項の規定により指定認証機関（同条第1項に規定する指定認証機関であって、知事が同項に規定する認証事務を行わせることとしたものをいう。以下同じ。）の収入として収受させることとした当該電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る手数料（以下この条において「発行手数料」という。）を知事に納付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により納付された発行手数料を指定認証機関に払い込むものとする。

3 法第34条第6項に規定する発行手数料の額は、指定認証機関が行う電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用を基礎として、指定認証機関が定めるものとする。

（情報提供手数料）

第3条 法第34条第6項に規定する情報提供手数料の額は、指定認証機関が行う法第18条第1項の規定による保存期間に係る失効情報の提供及び同条第2項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用その他指定認証機関が必要と認める事項を考慮して、指定認証機関が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

2 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項を同表の1の2の項とし、同項の前に次のように加える。

- |  |     |
|--|-----|
| 1 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例（平成16年長野県条例第31号。以下この項において「条例」という。）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの | 市町村 |
| (1) 条例第2条第1項の規定による発行手数料の徴収   |     |
| (2) 条例第2条第2項の規定による発行手数料の払込み  |     |

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年7月8日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第32号**

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項第2号中「老年者」を「年齢65歳以上の者」に改め、同条第4項を削る。

第20条中「、老年者控除額」を削る。

第68条第1項第2号のア中「及び第118条の11において同じ。」又は「を「において同じ。」又は「に、「及び第118条の11において同じ。」が」を「において同じ。」が」に改め、同アの(7)中「が専ら」を「、知的障害者又は精神障害者（以下この条及び第118条の11において「身体障害者等」という。）が専ら」に改め、同アの(1)中「当該身体障害者、知的障害者又は精神障害者（以下この条及び第118条の11において「身体障害者等」という。）」を「当該身体障害者等」に改める。

第118条の11第1項第2号のアの(7)中「（知的障害者及び精神障害者を除く。）」を削る。

附則第3条の見出し中「特定の」を削り、「譲渡損失の」の次に「損益通算及び」を加え、同条第1項を次のように改める。

県民税の所得割の納稅義務者の平成17年度以後の各年度分の県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額（法附則第4条第4項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額をいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第9条第1項後段及び第3項第1号の規定は、適用しない。ただし、当該納稅義務者が前前年3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

附則第3条第3項中「第1項の規定の」を「第3項の規定の」に、「第41条の5第6項第3号」を「第41条の5第12項第3号」に、「附則第4条の2第5項第2号」を「附則第4条第7項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「、附則第9条第1項又は附則第11条第1項」を削り、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「、附則第9条第1項に」を「と」、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第7条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第9条第1項、附則第11条第1項、附則第11条の2第1項又は附則第11条の3第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第9条第1項に」に、「の金額」を「の金額、附則第11条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第11条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の法第45条の2第1項又は第3項の

規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第4項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該納税義務者が前年12月31において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）であつて、その後の年度分の県民税について連続して法附則第4条第4項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法附則第4条第7項第2号の規定により読み替えて適用される法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、附則第9条第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第4条第1項に規定するところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の県民税に係る附則第9条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第11条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額が3,000万円を超える年度分の県民税の所得割については、この限りでない。附則第3条の次に次の1条を加える。

（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第3条の2 県民税の所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額（法附則第4条の2第4項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額をいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第9条第1項後段及び第3項第1号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附

則第4条の2第4項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）であつて、その後の年度分の県民税について連続して法附則第4条の2第4項第1号に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法附則第4条の2第7項第2号の規定により読み替えて適用される法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、附則第9条第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第4条の2第1項に規定するところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の県民税に係る附則第9条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第11条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額が3,000万円を超える年度分の県民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第7条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第7条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第7条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第9条第1項、附則第11条第1項、附則第11条の2第1項又は附則第11条の3第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第9条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第11条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第11条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第11条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 第3項の規定の適用がある場合における第23条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）と、「法第45条の2第1項から第4項まで」とあるのは「法第45条の2第1項から第3項まで又は法附則第4条の2第7項第2号の規定により読み替えて適用される法第45条の2第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第3項まで又は法附則第4条の2第7項第2号の規定により読み替えて適用される法第45条の2第4項」とする。

附則第7条第4項中「平成15年12月31日」を「平成20年12月31日」に改める。

附則第9条第1項中「から同法第31条第1項に規定する」を「に対し、」に、「特別控除額（）」を「金額（）」に、「若しくは第36条第1項の規定又は同法第33条第4項（同法第33条の2第3項において

準用する場合を含む。)、第36条の2第3項(同法第36条の6第2項において準用する場合を含む。)若しくは第37条第6項(同法第37条の5第2項、第37条の7第4項若しくは第37条の9の2第4項において準用する場合を含む。)」を「又は第36条第1項」に、「計算される当該特別控除額)を控除した金額(」を「同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき」に、「100分の2」を「100分の1.6」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

附則第9条第2項中「次項第1号の規定により適用される同法第69条の規定の適用がある場合又は法附則第34条第3項第3号の規定により適用される法第32条第8項若しくは第9項の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用後」を「附則第11条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後」に改め、同条第3項第1号中「第31条第5項第2号」を「第31条第3項第2号」に改める。

附則第10条第1項中「平成16年度」を「平成21年度」に、「前条第1項の」を「前条第1項前段の」に改め、同項第1号中「4,000万円」を「2,000万円」に、「100分の1.6」を「100分の1.3」に改め、同項第2号中「が4,000万円」を「が2,000万円」に改め、同号のアを次のように改める。

#### ア 26万円

附則第10条第1項第2号のイ中「4,000万円」を「2,000万円」に、「100分の2」を「100分の1.6」に改め、同条第2項中「平成16年度」を「平成21年度」に改め、同条第3項中「租税特別措置法第34条の2第2項第3号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第1項」を「、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、第36条の5から第37条まで、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の2又は第37条の9の3」に改める。

附則第10条の2第1項中「附則第9条第1項」を「附則第9条第1項前段」に、「同項」を「同項前段」に改める。

附則第11条第1項を次のように改める。

当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条第1項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第4項において準用する附則第9条第3項第2号の規定により適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

附則第11条第2項中「第4項において準用する附則第9条第3項

第1号の規定により適用される同法第69条の規定の適用がある場合又は法附則第35条第4項において準用する法附則第34条第3項第3号の規定により適用される法第32条第8項若しくは第9項の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用後」を「附則第9条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後」に改め、同条第3項中「同項第1号」を「同項」に、「100分の2」と、同項第2号中「計算した金額の100分の110に相当する金額」とあるのは「計算した金額」を「100分の1.6」に改め、同条第4項中「第31条第5項第2号」を「第31条第3項第2号」に改める。

附則第11条の2第1項中「第2条第17項」を「第2条第20項」に、「次条第1項及び第2項」を「次条第1項」に、「第7項」を「第8項」に、「100分の2」を「100分の1.6」に改め、同条第5項中「第9条の5第1項」を「第9条の6第1項」に改め、同条第8項中「第31条第5項第2号」を「第31条第3項第2号」に改める。

附則第11条の2の2第1項中「県民税の所得割の納稅義務者」を「平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者」に改め、「及び次項」を削り、「から第3項まで」を「及び次項」に、「第4項の」を「第3項の」に、「100分の1.6」を「100分の1」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「の規定により適用される第1項」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附則第23条の次に次の1条を加える。

#### (不均一課税の税率の特例)

第24条 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得した第145条第1号に規定する工場用の建物又はその敷地である土地に係る同条の規定の適用については、同号中「100分の2」とあるのは、「100分の1.5」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の長野県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成15年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第18条の2、附則第3条の2及び附則第11条の2の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成16年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例第20条の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第3条の規定は、所得割の納稅義務者が平成16年1月1日以後に行う所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。次項及び附則第8項において「新租税特別措置法」という。)第41条の5第7項第1号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納稅義務者が同日前に行った所得税法等の一部を改正する法律(平

成16年法律第14号) 第7条の規定による改正前の租税特別措置法(次項及び附則第8項において「旧租税特別措置法」という。)第41条の5第3項第1号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第9条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う新租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

7 新条例附則第10条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う同条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行ったこの条例による改正前の長野県県税条例附則第10条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

8 新条例附則第11条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う新租税特別措置法第32条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第32条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

9 平成17年度分の個人の県民税に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る新条例第22条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「500円」とする。

(自動車税に関する規定の適用)

10 新条例第68条第1項の規定は、平成16年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成15年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

11 新条例第118条の11第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

### 税務課

長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年7月8日

長野県知事 田 中 康 夫

#### 長野県条例第33号

長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例

長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

### 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第3条—第9条)
- 第3章 開示、訂正及び利用中止
  - 第1節 開示(第10条—第22条)
  - 第2節 訂正(第23条—第30条)
  - 第3節 利用中止(第31条—第37条)
  - 第4節 不服申立て(第38条・第39条)
- 第4章 事業者が保有する個人情報の保護(第40条—第45条)
- 第5章 長野県個人情報保護運営審議会(第46条—第49条)
- 第6章 長野県個人情報保護審査会(第50条—第57条)
- 第7章 雜則(第58条—第62条)
- 第8章 罰則(第63条—第67条)

### 附則

第1条中「個人情報の集積及び利用の拡大にかんがみ」を「日本国憲法第13条にうたわれている個人の尊重の理念の下に」に、「及び訂正」を「、訂正及び利用中止」に、「権利等」を「権利」に改める。

第2条第1号中「知事」の次に「、議会」を、「監査委員」の次に「、公安委員会、警察本部長」を加え、同条第2号中「国」を「国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)」に改め、同条第4号中「第15条」を「第20条及び第65条」に改め、同条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とする。

第3条を削る。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

第2章第1節及び第2節の節名を削る。

第4条の見出しを「(個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧)」に改め、同条第1項を次のように改める。

実施機関は、個人情報取扱事務(個人情報を取り扱う事務であって、氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を検索することができる状態で個人情報が記録された公文書を使用するものをいう。以下この条及び第11条において同じ。)について、次に掲げる事項を記載した帳簿(以下この条において「個人情報取扱事務登録簿」という。)を作成し、一般的の閲覧に供しなければならない。

- (1) 当該個人情報取扱事務の名称
- (2) 当該個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 当該個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の収集目的及び収集の根拠
- (4) 当該個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の収集の対象となる個人の範囲
- (5) 当該個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の収集方法
- (6) 当該個人情報取扱事務において取り扱う個人情報を当該個人情報取扱事務以外の事務に利用する場合には、利用する組織及び事務の名称並びに利用の根拠
- (7) 当該個人情報取扱事務において取り扱う個人情報を実施機関以外の者に提供する場合には、提供先、提供の方法及び提供の根拠
- (8) 当該個人情報取扱事務において取り扱う個人情報を記録す

る公文書の名称及び記録する内容

(9) 当該個人情報取扱事務を委託する場合には、その旨

(10) その他実施機関の定める事項

第4条第2項中「個人情報ファイル」を「個人情報取扱事務」に、「保有しよう」を「行おう」に、「ファイル簿」を「個人情報取扱事務登録簿」に改め、同条第3項中「ファイル簿」を「個人情報取扱事務登録簿」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 個人情報取扱事務登録簿への記載は、その内容が明確になるようにならなければならない。ただし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的とする個人情報取扱事務について、当該記載の内容を明確にすることにより、当該個人情報取扱事務を行っている事実、当該個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の内容及び収集の対象その他の事項を多数又は特定の者の知り得る状態に置くこととなる結果、当該目的の達成に支障が生ずるおそれがあるものと認められるときは、当該記載をその支障が生じない程度の内容のものとすることができる。

5 実施機関は、個人情報取扱事務を行わないこととしたとき又は個人情報取扱事務において個人情報を収集しないこととしたときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る個人情報取扱事務登録簿を廃棄しなければならない。

第4条に次の1項を加える。

6 実施機関は、第2項、第3項又は前項の規定による個人情報取扱事務登録簿への記載又は個人情報取扱事務登録簿の記載事項の変更若しくは廃棄をしたときは、その適否について、長野県個人情報保護運営審議会の意見を聞くものとする。

第2章中第4条を第3条とする。

第5条を削る。

第6条の見出しを「(収集の制限等)」に改め、同条第1項中「ときは」の次に「、あらかじめ個人情報の収集目的を明確にし」を加え、「個人情報の保有目的を明確にし、当該保有目的」を「当該収集目的」に改め、同条第2項ただし書きを削り、同条第3項本文中「思想」を「次に掲げる場合を除き、思想」に改め、同項ただし書きを削り、同項に次の各号を加える。

(1) 法令等に基づくとき。

(2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関が、長野県個人情報保護運営審議会の意見を聞いた上で、相当な理由があると認めると。

第6条第3項を同条第8項とし、同条第2項の次に次の5項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外の者から個人情報を収集することができる。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき。

(4) 本人から収集することにより、当該収集に係る事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあると認められるとき。

(5) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(6) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。

4 実施機関は、前項第4号の規定により本人以外の者から個人情報を収集するときは、あらかじめ、長野県個人情報保護運営審議会の意見を聽かなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、実施機関は、第3項第4号の規定により本人以外の者から個人情報を収集する場合で、当該収集に係る事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれその他やむを得ない理由があるときは、あらかじめ長野県個人情報保護運営審議会の意見を聞くことを要しない。この場合において、実施機関は、当該収集をした後にその適否について長野県個人情報保護運営審議会の意見を聴き、その後に行う当該収集において当該意見を尊重しなければならない。

6 実施機関は、第3項第3号又は第4号の規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び個人情報の収集目的を本人に通知しなければならない。ただし、実施機関が、長野県個人情報保護運営審議会の意見を聞いた上で、本人に通知することにより当該収集に係る事務の円滑な実施に支障が生ずるものと認めるときは、この限りでない。

7 実施機関は、本人から当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その収集目的を明示しなければならない。

(1) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき。

(2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

第6条を第4条とする。

第7条を削る。

第8条第1項中「保有目的」を「収集目的」に、「ために」を「ために、」に、「もの」を「者」に改め、同条第2項中「保有目的」を「収集目的」に、「第4号」を「第8号」に改め、同項第1号中「の定めるところにより」を「に基づき」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき。

第8条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、「個人の生命、身体、財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないとき」を削り、「あるとき」を「あると認められるとき」に改め、同号を同項第8号とし、同項第3号の次に次の4号を加える。

(4) 記録情報を実施機関の内部において利用する場合（犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的として利用する場合を除く。）において、記録情報を利用する者が当該利用に係る事務の目的の達成に必要な限度で当該記録情報を利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき。

(5) 記録情報を実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体（以下この項において「公的機関」という。）の求めに応じて提供する場合（犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持のために提供する場合を除く。）において、記録情報の提供を受ける者が当該提供を受ける事務の目的の達成に必要な限度で当該記録情報を利用し、かつ、当該記録情報を利用することにつ